

## 平成 28 年 6 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 6 月 2 日（木）午前 9 時 30 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）305 会議室において会長が 6 月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 江藤 敏博 委員      3 番 佐藤 政雄 委員      4 番 鶴田 茂資郎 委員      5 番 三浦 拙夫 委員

6 番 小橋 勇二 委員      8 番 長田 徳行 委員      9 番 遠藤 喜一 委員      10 番 赤峯 勝幸 委員

12 番 物延 亀一 委員      13 番 佐藤 幸子 委員      14 番 山下 幸延 委員      15 番 柳井 正二 委員

16 番 甲斐 徳 委員      17 番 足立 正徳 委員      18 番 堀 京子 委員      19 番 小川 一男 委員

20 番 足立 敏雄 委員      21 番 川野 健治 委員      22 番 中野 定重 委員

欠席委員      2 番 後藤 益喜 委員      7 番 姫嶋 正則 委員      11 番 柳井 徳雄 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

### 農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 向井 一徳 主査

### 付議議案

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農用地利用集積計画について

議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 　ただ今から総会を始めます。

局 長 　開会のことばを、中野副会長が申し上げます。

局 長 　疋田会長より挨拶を頂きます。

会 長 　おはようございます。6月に入りまして田植え等に大変お忙しい中6月定例総会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は早朝から農地パトロール出発式に、朝早くからお集まりいただきまして本当にありがとうございます。先月の26日から東京の文京区のシビックホールにおきまして全国農業委員会会長大会が1800人規模で開催されました。その中で熊本大分地震に対する復興対策を一同の賛成をもって採択されまして、国の方に要請が決議されました。私たちは第二衆議院会館の外で吉川さん、岩屋さん、吉良さん、穴見さんにご挨拶お願いに行ってきた所でございます。

　そして帰りに羽田空港の事故がありまして飛行機が飛ばなくなりまして、東京駅に戻りまして、新幹線の手配もあって臼杵に帰ってきたのが1時頃になったという事もございました。

　そして5月30日に、皆さんからお集め致しました義援金を由布市の方に持参いたしました。由布市の首藤市長さんと県農業委員会会長さんに対応して頂きまして、皆さん方に大変ありがとうございましたというお礼の言葉を頂きまして、皆さん方によろしくお伝えくださいという事でございます。由布市の農業被害だけでも8億を超すんじゃないかという話をしておりまして、これからまた集落を回るそうでございます。

　また、本会の議案につきまして、慎重なご意見、ご審議をお願いし、挨拶と致します。

局 長 　ありがとうございました。

局 長 　これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。

　議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 　それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は 後藤 益喜委員、姫嶋 正則委員、柳井 徳雄委員が欠席となっており、出席委員は、20 名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりまして、本日の会議が成立していることを報告します。

議長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号 12 番 物延 亀一委員 議席番号 17 番 足立 正徳委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 28 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 議案書 1 ページをご覧ください。議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおりあったので提案する。平成 28 年 6 月 2 日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

2 ページをご覧ください。番号 1、畑 942 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため、所有権移転するものです。

以上 1 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。5 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上で、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長     それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 嶺  
委 員

議案第 28 号農地法第 3 条規定による許可申請に関する現地調査を 5 月 26 日に実施いたしました。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。番号 1 の申請についてです。無償譲渡により所有権移転するものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長     ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長     質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長     全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定いたしました。

議 長     次に、議案第 29 号農地法 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長     議案書 4 ページをご覧ください。 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請

書の提出があったので提案する。 平成 28 年 6 月 2 日白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

5 ページをご覧ください。番号 1、田 139 m<sup>2</sup> を、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 2、譲受人が平成 15 年より既に一般住宅用地として利用していたものであり、追認案件で、始末書が添付されています。農地の区分は 3 種農地となっています。

番号 3、田 229 m<sup>2</sup> を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4、畑 190 m<sup>2</sup> を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、4 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 4 件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足立

委員 議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する現地調査報告を行います。チェックリストと合わせて、報告をさせていただきます。

番号 1 についてですが、所有権を移転して駐車場用地とするものであります。申請地は 1 筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 2 についてですが、所有権を移転して一般住宅として利用するものです。申請地は 1 筆で平成 15 年 12 月 1 日にすでに一般住宅用地として利用していた土地です。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3についてですが、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4についてですが、所有権を移転して一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足立

委員 　私が言うのはおかしいような気もするんですが、現地調査をして決議を出す前に言うのは悪いのかもしれないのですが、平成15年12月1日に許可を取って家を建てて、それで12,3年経って追認で案件が出たんだけど、当時の農業委員会の決議したことに対してよくこれで通ったなあというのが私は感じたんですが。12,3年も前に土地を買って、家を建てて、72㎡ほどよその土地にはいつている。よくそれで通ったなあと思う。

何が言いたいのかというと、今後このような事がない様にしてほしい。一般の人が家を建てるときに、土地家屋調査士を雇って本人の知らないうちに農業委員会に来ると思う。地域の委員がいるのだから、ここの土地は誰が担当しておるのかと区長などが言ってほしい。以後このような事のない様に、あえて決議の前に言わせて頂きました。

議長 　質疑ございませんか。

委員 　今の案件の始末書を読んでいただけませんか。

局長 　読みます。「私は、上記農地を、平成15年12月1日より農地法第5条の許可を受けずに今日まで住宅の一部として利用し

ていた事を深くお詫びいたします。つきましては、今後このような不始末のない様、十分に心いたしますので、今回は寛大なご処置により、許可下さいます様、お願いします。」ということです。

議 長 質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。 よって、議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 8 ページをご覧ください。議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 6 月 2 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 6 号）「平成 28 年 6 月 2 日公告予定」 1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 5 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、105,050.91 m<sup>2</sup>、133 筆です。畑については、10,298 m<sup>2</sup>、7 筆です。合計面積は、115,348.91 m<sup>2</sup>、140 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 44 人に対しまして、借り手は 26 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 28 年 6 月 2 日公告予定の農用地利用集積計画（第 6 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 　議案 9 ページをご覧ください。議案第 31 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 28 年 6 月 2 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 31 号農用地利用配分計画案について説明します。資料は別冊となっておりますので、そちらをご参照ください。

今回の配布計画案については、17 筆の水田、約 2.2ha 分を利用権設定するものです。内、16 筆については平成 27 年 9 月の総会でご審議いただいた分が入っておりますが、これらについては地権者と耕作者の合意に基づいて賃料を 0 円に変更するために再度利用権を設定するものです。また、耕作者の地域の合意により別冊の 9 ページと 10 ページになっておりますが、4 名から 5 名に増えております。以上、ご審議お願い致します。



議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 31 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号 農用地利用配分計画案については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10：30）